

労働基準法 法 35 条 休憩の原則と例外 ワンポイント解説 2018 年版

[平成 24 年 問 6-C]

建設の事業の事業場においては、所轄労働基準監督署長の許可を受けなければ、労働者に一斉に休憩を与えなければならない。

[解答]誤り(法 34 条)

一斉付与の例外(バラバラに与える)ためには、労使協定の締結が必要

POINT

[休憩時間の 3 原則と例外]

途中に与える	自由利用	一斉付与
(例外) なし	(例外) 下記(1)~(4)	(例外) ① <u>労使協定がある場合</u> (届出不要) ②坑内労働 ③8 業種 (公衆の便宜がある事業)

自由利用の適用除外者

(1)坑内労働	許可不要
(2)警察官、消防吏員、常勤の消防団員、 <u>児童自立支援施設</u> に勤務する職員で児童と起居をともにする者	
(3)児童福祉法に規定する <u>居宅訪問型保育事業</u> に使用される労働者のうち、 <u>家庭的保育者として保育を行う者</u>	
(4)乳児院、 <u>児童養護施設</u> 及び <u>障害児入所施設</u> に勤務する職員で児童と起居をともにする者	あらかじめ <u>所轄労働基準監督署長の許可</u>

自由利用の通達…2 つ

- ①休憩時間の利用について事業場の規律保持上必要な制限を加えることは、休憩の目的を損なわない限り可能
- ②休憩時間中の外出許可制は、事業場内において自由に休息し得る場合であれば可能

[一斉付与適用除外の8業種]

①運輸交通業 ②商業 ③金融業・広告業 ④映画・演劇業
⑤通信業 ⑥保健衛生業 ⑦接客娯楽業 ⑧官公署の事業

[覚え方]

●法定労働時間の特例事業(常時10人未満⇒1週間44時間、1日8時間)⇒

+

金・運・官・通⇒金融業・運輸交通業・官公署・通信業